

住宅省エネ改修補助金 Q&A

質問		回答	
Q1	省エネ改修工事に着手した後に交付申請することはできますか。	A1	できません。省エネ改修工事の契約及び着工の前に交付申請をして交付決定通知を受けする必要があります。
Q2	交付申請は契約前にしなければならないのですか。	A2	その通りです。交付申請をして交付決定通知を受けた後に契約してください。
Q3	省エネ改修工事が令和7年3月以降に完了する見込みですが、補助の対象となりますか。	A3	補助の対象となりません。令和8年2月16日までに補助対象の事業を完了し、実績報告書及び請求書を市に提出する必要があります。
Q4	エコキュートを設置するのですが、補助の対象となりますか。	A4	エコキュートの設置のみでは補助の対象となりません。設備の効率化に係る工事は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事と併せて行う場合のみ補助の対象となります。なお、設備の効率化に係る工事に要する経費として補助対象経費に計上できる額は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費の額を上限とします。
Q5	省エネ設計のみでは補助の対象となりますか。	A5	補助の対象となりません。省エネ設計は、省エネ改修工事と併せて行う場合のみ補助の対象となります。
Q6	新築、増築、建て替えは補助の対象となりますか。	A6	いずれも補助の対象となりません。増築部分との接続部等における開口部の改修等も対象外です。
Q7	すでにZEH水準を満たしている住宅は、補助の対象となりますか。	A7	改修前の状態で ZEH 水準を満たす省エネ性能がある住宅は補助の対象となりません。
Q8	ほかの補助金と併用はできますか。	A8	国、愛知県及び豊田市が実施する他の補助制度との併用はできません。たとえば、子育てエコホーム支援事業、子育てグリーン住宅支援事業、先進的窓リノベ事業、豊田市エコファミリー補助金と本補助金を二重で受け取ることはできません。ただし、工事契約及び工期が別などで、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限って当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。
Q9	以前この補助金を利用して省エネ改修工事をしたのですが、もう一度補助を受けることはできますか。	A9	できません。同一の住宅に対して行う補助は、1回までとなっております。
Q10	部分改修の場合、複数の開口部の改修が必須ですが、たとえば一つの窓枠で囲われた部分における複数枚のガラス交換は「複数の開口部」に該当しますか。	A10	該当しません。一つの窓枠で囲まれた部分で一か所とお考えください。
Q11	交付申請の際に添付する省エネ改修工事に係る見積書は、補助対象外の工事を含んだものでもよいですか。	A11	補助対象の工事のみ記載されている見積書を作成いただくのが望ましいですが、難しい場合は補助対象となる工事の費用の内訳がわかるように記載してください。
Q12	提出書類一覧の「その他、必要に応じて市長が指定する書類」とは何ですか。	A12	交付申請、変更承認申請、実績報告時に特に提出いただくものではありませんが、申請書等を提出いただいた後、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求めることがあります。
Q13	申請書の提出は郵送でもよいですか。	A13	申請書、実績報告書は持参又は郵送にて受け付けております。郵送でご提出いただく場合は、事前にご連絡ください。郵送の場合、受付日は書類が補助金窓口に着した日となります。なお、書類が窓口に着する時点で予算が終了している場合や、提出書類が不足している場合は受付が不可能ですのでご注意ください。また、FAX では受け付けておりません。 【申請、報告の送付先】 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市政府環境政策課 「住宅省エネ改修補助金」係 【連絡先】
Q14	ZEH水準の省エネ性能の具体的な基準は何ですか。	A14	・外皮平均熱貫流率（UA値）が0.6W/m ² ・K以下であること ・設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量と比較して20%以上削減されていること（BEI≤0.8であること） ・「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する誘導基準及び1次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」

住宅省エネ改修補助金 Q&A

質問		回答	
Q15	新築住宅とはなんですか。	A15	新築住宅とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項の規定によります。具体的には、完成から1年以内で人の居住の用に供したことがない住宅をいいます。
Q16	二世帯住宅の場合は世帯ごとに申請できますか。	A16	住宅1戸に対して1回のみの申請になります。
Q17	市外の住民が申請できますか。	A17	申請時点で市外に居住していても、完了報告時に補助を受けた市内の住宅へ居住するのであれば、申請可能です。ただし、申請時点で住宅を所有している必要があります。
Q18	領収書の宛名や工事請負契約の名義は申請者と異なっても良いですか。	A18	領収書の宛名や工事請負契約の名義は、申請者名としてください。
Q19	工事に着手してから、この制度のことを知りました。今から申請できますか。	A19	工事着手後の申請はできません。
Q20	申請書等の提出書類の様式は、どこで手に入りますか。インターネット上から取り出すことはできますか。	A20	補助金に関する提出書類の様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。なお、掲載していない様式については、補助金窓口へお問い合わせください。
Q21	補助金の申請はいつからいつまでですか。	A21	令和7年6月2日から令和8年2月16日までです。なお、交付決定は予算の確保ではありませんので、ご注意ください。また、申請が想定件数を超えた場合は、申請受付を停止することがあります。
Q22	補助予定件数を教えてください。	A22	110件程度を見込んでいます。ただし、実際の交付額により、件数は増減する場合があります。
Q23	この制度は来年度以降も続きますか。	A23	未定です。
Q24	補助金は課税対象になりますか。	A24	補助金は経済的利益となり、一時所得として所得税の課税対象になると考えられます。具体的な取扱い、税務署又は税理士に御確認ください。 ※一時所得の金額の計算においては、最高50万円の特別控除の適用があります。
Q25	申請に費用はかかりますか。	A25	申請手数料はかかりません。ただし、申請時に必要な提出書類の準備は、申請者のご負担になります。
Q26	補助事業着手日とは、実際に工事に着手した日ですか、それとも、契約日ですか。	A26	補助事業着手日とは契約日です。工事の着手や支払い（前払いを含む。）は契約日以降としてください。
Q27	同じ項目で、複数の工事を行った場合に、モデル工事費を超えるものと、超えないものがあった場合は、個別で計算する必要がありますか。	A27	実際の工事にかかった費用は、モデル工事費を超過したものも含めて合計で、計上してください。 （例えばガラスを3枚交換した場合） 1か所目 13万円（モデル工事費11.2万円を超過）、2か所目 7万円、3か所目 7万円 内訳書には27万円で計上
Q28	住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか。	A28	省エネ設計・改修を実施する住宅を所有し、居住する市民（共同住宅の区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合※又は共同住宅の所有者が補助対象者となります。ただし、公的機関の所有する住宅は対象となりません。 ※ 管理組合：区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人
Q29	区分所有者は補助対象者となりますか。	A29	区分所有者も補助対象となります。ただし、一般的に共同住宅の玄関ドアや窓などは共用部にあたるため、改修工事を行う場合には管理組合の承諾が必要になります。共用部の取扱いは共同住宅ごとに異なりますので、規約等を確認してください。
Q30	管理組合が複数住戸をまとめて申請することはできますか。	A30	共同住宅の申請は区分所有者により戸毎に申請していただくほか、管理組合により一申請で複数住戸について申請することも可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。なお、管理組合が申請を行う場合には、区分所有法第39条第1項に規定する集会決議のうち、管理組合として補助申請することを決議したときの議事録や議決書の写しの添付が必要になります。提出書類の詳細はHPをご確認ください。

住宅省エネ改修補助金 Q&A

質問		回答	
Q31	工事請負契約をせずに所有者自らが行う（ＤＩＹ）改修は対象になるか。	A31	ＤＩＹで行うものは補助対象になりません。LED照明についても、工事を伴う改修に限ります。
Q32	併用住宅は補助対象となりますか。	A32	店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満の場合に限り、住宅部分について実施する省エネ設計・改修は補助の対象となります。
Q33	住宅が共有名義の場合の申請者はどうなるのか。	A33	共有名義の住宅は、所有者のどなたでも申請していただけます。ただし、住宅1戸に対して1回のみの申請になります。
Q34	BELSなどの第三者評価はいつまでに取得する必要がありますか。	A34	完了実績報告までに取得する必要があります。